

船員保険制度の見直しに関する資料

目 次

船員保険制度の概要	1
船員保険制度見直しに関する主な決定等	3
船員保険事業運営懇談会の開催経緯	4
船員保険事業運営懇談会報告書（抄）（平成18年12月21日）	5
船員保険事業運営懇談会参集者名簿	23

船 員 保 険 の 概 要

(目的)

海上で働く船員を対象に、病気やけが、分娩、死亡、失業、職業に関する教育訓練の受講、雇用の継続が困難となる事由の発生、障害、行方不明について保険給付を行い、さらに、その家族の病気やけが、分娩、死亡について給付を行うことを目的とする。

(保険者・被保険者)

保険者は政府である。適用の対象となる被保険者は、船員法第1条に規定する船員として船舶所有者に使用される者。

(保険給付)

次の三つに大別し、海上労働者の特殊性を考慮。

- ① 疾病保険給付・・・・・・・・・・・・・病気やけが等を対象
- ② 失業保険給付・・・・・・・・・・・・・失業を対象
- ③ 災害補償保険給付・・・・・・・・・・・・・職務上災害を対象

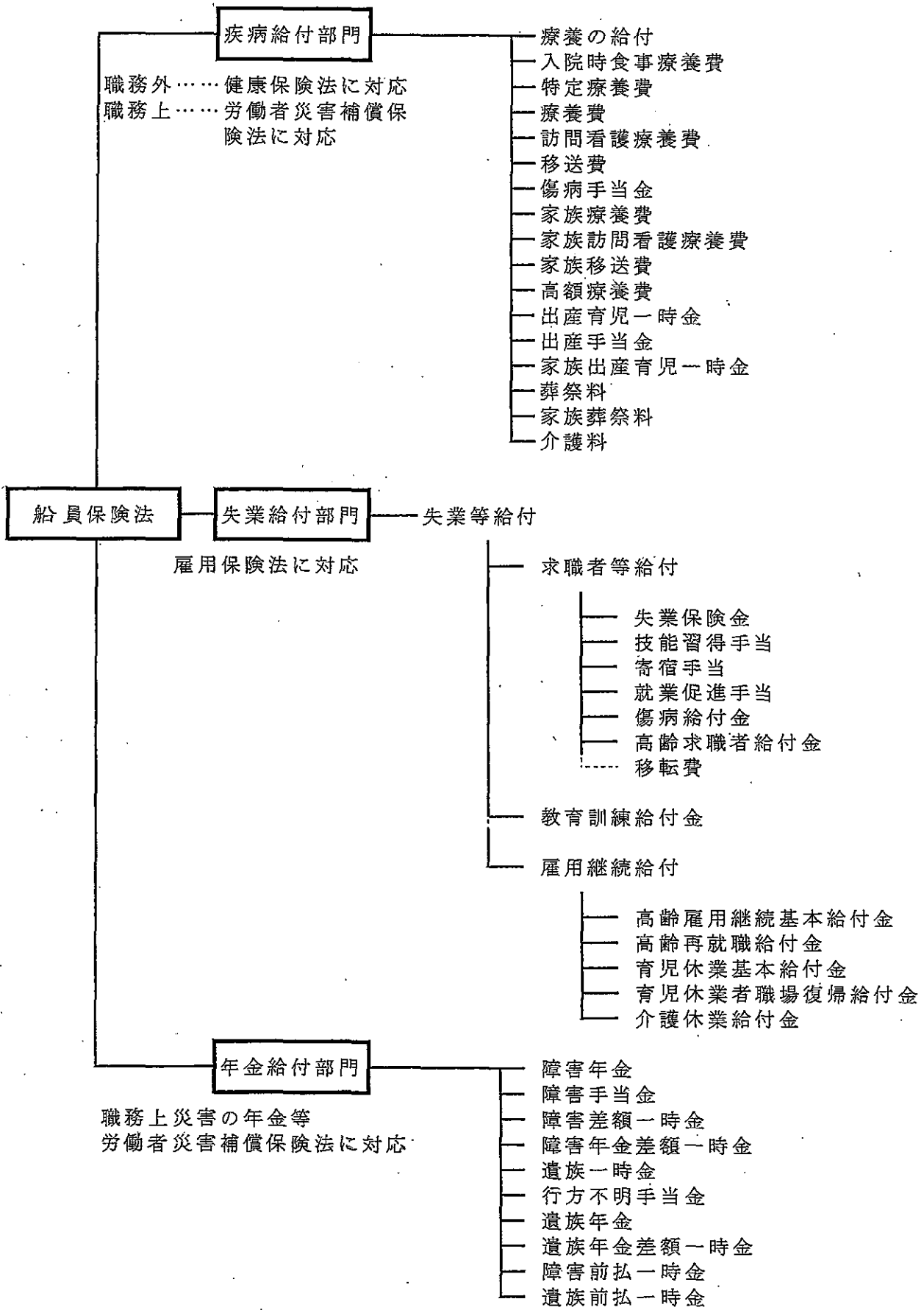
疾病保険給付についてみると、

- ① 自宅以外の場所における療養に必要な宿泊及び食事の支給がなされること。
- ② 傷病手当金については、政管健保では給付開始後1年6カ月で支給が打ち切られるが、船員保険では3年間支給され、その間支給された報酬がある場合でもその調整は行わないほか、待期期間がないこと。
- ③ このほか、出産手当金、葬祭料、家族葬祭料等についても、特殊性が考慮されている。

(費用負担)

船員保険特別会計で経理され、同特別会計においては、船舶所有者及び被保険者の負担する保険料及び国庫からの負担を財源とし、疾病、失業及び災害補償の各保険給付費、福祉事業費、業務取扱費等に充てている。

船員保険制度の概要



船員保険制度見直しに関係する主な決定等

○「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）（抄）

3 特別会計改革

（2）特別会計改革の具体的方針

ウ

- ③ 船員保険特別会計については、今後1年程度の間、制度見直しの詳細について検討した上で、平成22年度を目途に、船員保険事業のうち健康保険制度に相当する部分は、社会保険庁改革に伴い発足する新たな公法人等に移管し、労災保険制度及び雇用保険制度に相当する部分は、労働保険特別会計のそれぞれの制度に統合するものとする。

○「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）（抄）

第二十二條 船員保険特別会計については、同特別会計において経理されている事務及び事業並びにこれらに係る制度の在り方を平成十八年度末までを目途に検討するものとし、その結果に基づき、当該事務及び事業のうち労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号。次条第一項において「労災保険法」という。）による労働者災害補償保険事業又は雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による雇用保険事業に相当する部分以外の部分の健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七條の二第一項に規定する全国健康保険協会その他の公法人への移管その他の必要な措置を講じた上で、平成二十二年度までを目途に、労働保険特別会計に統合するものとする。

船員保険事業運営懇談会の開催経緯

○第1回船員保険事業運営懇談会（平成18年4月28日）

- (1) 船員保険事業運営懇談会の開催について
- (2) 船員保険制度見直しに関する今後のスケジュール等について
- (3) 船員保険特別会計の平成18年度予算等について

○第2回船員保険事業運営懇談会（平成18年8月11日）

- (1) 船員保険特別会計の平成17年度決算等について
- (2) 船員保険福祉施設について
- (3) 事務的打合せのこれまでの経緯について
- (4) 船員保険制度見直しに関する今後のスケジュールについて

○第3回船員保険事業運営懇談会（平成18年9月26日）

- (1) 事務的打合せのこれまでの経緯について
- (2) 船員保険制度見直しに関する問題点の整理について

○第4回船員保険事業運営懇談会（平成18年11月16日）

- (1) 船員保険制度の見直しについて
- (2) その他

○第5回船員保険事業運営懇談会（平成18年11月30日）

- (1) 船員保険制度の見直しについて
- (2) その他

○第6回船員保険事業運営懇談会（平成18年12月21日）

- (1) 船員保険制度の見直しについて
- (2) その他

第1 船員保険制度改正の背景

船員保険制度は、一つの制度で船員の生活上必要な保障を行う総合的な社会保険制度として、昭和15年の施行以来、船員労働の特殊性を踏まえた給付を行い、船員及びその家族の生活の安定と福祉の向上に大きく寄与してきた。しかしながら、被保険者数の減少が続くなど、船員保険制度を取り巻く環境は大きく変化している。また、船員保険の管掌主体である政府において、船員保険特別会計の見直しや船員保険事業を運営する社会保険庁の組織改革が進められていることから、制度の抜本的な見直しが必要な状況となっている。

1. 船員保険制度の在り方に関する検討会における検討

- 船員保険制度は昭和15年に被保険者数10万2千人から出発し、昭和22年には約8万6千人に減少したものの、その後増加を続けた。昭和46年度の被保険者数は約26万8千人となっていたが、これをピークに被保険者数が減少し続けており、平成17年度には約6万3千人となり、減少傾向が続いている。これに伴い、保険料収入も減少し続けてきたところであり、収支が安定している部門もあるが、長期給付を行う職務上年金部門においては、平成10年度以降単年度収支の赤字が続くなど厳しい財政運営となっており、構造的な問題への対応が求められる状況にある。
- このような中、船員保険制度の在り方については、保険局長の私的懇談会である「船員保険制度の在り方に関する検討会」（以下「検討会」という。）において、平成16年10月から船員保険関係者の参加の下、8回にわたり検討を行った。これを受けて、平成17年12月にとりまとめられた検討会報告書において、「労働者災害補償保険制度及び雇用保険制度に相当する部分を、それぞれ一般制度に統合するとともに、船員保険制度のその他の部分については、国以外の公法人で実施する」ことを基本とし、「今後1年程度の期間をかけて、船員保険制度と一般制度の統合の具体的な形について、具体的な協議・検討を行い、関係者間の合意形成を図るべき」とされた。
- また、同検討会報告書において、船員保険制度の一般制度への統合に当たっては、①職務上年金部門の統合に伴い、充足賦課方式による財政運営に当たって生じる積立金差額（詳細については第2の2で後述）の取扱い、②船員法に根拠を有する船員独自の給付や、船員労働の特殊性の観点からなお必要不可欠と判断される給付は引き続き給付できる仕組みを構築すること、③福祉事業については、真に必要な事業を精査して実施すること、④事務の効率性や被保険者等の利便性の確保等に配慮することに留意する必要がある旨が提言されている。

2 船員保険特別会計の見直し

- 国の特別会計改革の一環として、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号。以下「行政改革推進法」という。）第22条において、「船員保険特別会計については、同特別会計において経理されている事務及び事業並びにこれらに係る制度の在り方を平成18年度末までを目途に検討するものとし、その結果に基づき、当該事務及び事業のうち労働者災害補償保険法…による労働者災害補償保険事業又は雇用保険法…による雇用保険事業に相当する部分以外の部分の健康保険法…第7条の2第1項に規定する全国健康保険協会その他の公法人への移管その他の必要な措置を講じた上で、平成22年度までを目途に、労働保険特別会計に統合する」とこととされている。
- なお、労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）制度及び雇用保険制度への統合に当たっては、行政改革推進法第23条において、「労働保険特別会計において経理される事業は、労災保険法の規定による保険給付に係る事業及び雇用保険法の規定による失業等給付に係る事業に限ることを基本とし、労災保険法の規定による労働福祉事業並びに雇用保険法の規定による雇用安定事業、能力開発事業及び雇用福祉事業については、廃止を含めた見直しを行う」とこととされていること、同条第2項において、「雇用保険法第66条の規定による国庫負担（失業等給付に係るものに限る。）の在り方については、廃止を含めて検討する」とこととされている。

3 社会保険庁の組織改革

- 社会保険庁については、国民の意向に従った業務の効果的・効率的な実施を図る観点から、公的年金制度の運営と政府管掌健康保険（以下「政管健保」という。）の運営を分離した上で、それぞれ新たな組織を設置し、それぞれの事業の運営を担わせることとして検討が続けられている。
- このうち、政管健保については、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）により、平成20年10月に、国とは切り離れた新たな保険者として全国健康保険協会を設立し、被保険者や事業主等からなる運営委員会を置くなど、保険料を負担する被保険者等の意見を反映した自主自律の保険運営を行うこととされている。
- このように、船員保険の保険者でもある社会保険庁の組織改革が進められる中

で、船員保険の運営組織の見直しも避けられない状況である。

以上の1から3までで示したような状況や、これまでの検討経緯を踏まえて、平成18年4月以降、本懇談会において、船員保険制度の見直しの詳細について検討を重ねてきた。

第2 船員保険制度改正の基本的な方向性

1 労災保険及び雇用保険への統合

- 船員保険制度の改正に当たっては、船員保険の職務上年金部門の構造的な財政問題を、被保険者が減少傾向にある船員保険の中だけで解決することは必ずしも容易ではないこと等を踏まえ、保険財政及び保険運営の長期安定性の確保の観点から検討する必要がある。
- 具体的には、
 - (1) 船員保険の職務上疾病・年金部門については、労災保険に相当する部分を労災保険制度に統合する、
 - (2) 船員保険の失業部門については、雇用保険制度に統合する、
 - (3) 船員保険の上記(1)及び(2)以外の部分については、国以外の公法人において実施する、ことを基本とすべきである。
- 船員保険の職務上疾病・年金部門及び失業部門の給付のうち、船員法において災害補償の内容等が定められている給付及び国際労働機関（ILO）条約に則った給付については、引き続き見直し後の船員保険（以下「新船員保険」という。）からの給付とすべきである。また、これら以外の給付であっても船員労働の特殊性から必要不可欠と判断される給付については、引き続き新船員保険の給付とすべきである。

なお、引き続き実施する給付に要する費用については、給付の性格に応じて、被保険者及び船舶所有者の適正な保険料負担により賄うこととすべきである。

2 移換金等の支払

(略)

3 新船員保険の運営主体

(略)

4 福祉事業の取扱い

- 船員保険の福祉事業については、労働福祉事業及び雇用安定事業等（雇用安定事業、能力開発事業及び雇用福祉事業。以下同じ。）の枠組みの中で実施できる

事業は、それぞれの事業として実施すべきである。

その際、労働福祉事業及び雇用安定事業等については、現在、行政改革推進法等を踏まえ、徹底的な見直しを行っているところであることから、船員保険の福祉事業として行われている事業についても、その必要性、効率性等を精査すべきである。

(略)

5 職務外疾病部門の取扱い

(略)

6 失業部門の保険料率及び国庫負担の見直し

- 雇用保険については、行政改革推進法の規定を踏まえ、また、安定した制度運営を確保し、直面する諸課題に対処するため、現在、保険料率や国庫負担の見直しを含め、制度の在り方について議論されているところである。船員保険の失業部門においても、こうした動きを踏まえ、対応を検討する必要がある。